

江戸時代帳合法成立史の研究

— 和式会計のルーツを探求する —

Tracing Back to the old style Accounting of Japan

田中孝治 (三重県立学校教諭)
Takaharu TANAKA (*Mie Prefectural School*)

学位論文内容要旨

本論文の目的は、和式会計のルーツを探求し、その発達過程を解明することにある。我国には、明治初期に西洋から複式簿記が輸入される前に、日本式の簿記というものが存在した。それは、「我国固有の簿記」であるとか、「和式簿記」、「伝統簿記」、「和式帳合」などという名称で呼ばれていたが、本論文では、江戸時代のものに限って、「帳合法」と称する。したがって、本論文は、英文タイトルが示すように、その「帳合法」の成立過程を、時代を遡ることによって明らかにしていくものである。なお、ここで一つ断わっておくことは、本論文の研究の多くは、いわゆる和式簿記の研究である。しかしながら、副題にもあるように、「和式会計」としたのは、そこには「監査」というものが行われていたという事実が認められたからである。かつて、リトルトンは、「会計を簿記から明確に区別する要素の一つに会計監査がある」(A. C. LITTLETON. 1933, 259 : 片野訳 1989, 371)、と述べた。本書は、このリトルトンの説に従い、「和式会計」という名称を用いる。

江戸時代、豪商と呼ばれるような大商人は、多数の帳簿から「算用帳」とか、「算用目録」と称される決算書を作成し主人に報告するという制度を持っていた。しかもその決算書では、西洋式の複式簿記のように財産計算と損益計算が行われ、両者の計算が一致していた。近江商人、中井家の帳合法を研究した小倉榮一郎は、これを「多帳簿制複式決算簿記」と名付けている。このような帳合法についての研究は、すぐれたものが数多く発表されている。

しかしながら、そのような帳合法がどうして成立してきたのかについての研究は皆無であるといっても過言ではない。我国において、現存はしないが記録上で最古の商業帳簿は、永正十七年(1520)の「土倉帳」という質屋の帳簿であり、現存する最古の商業帳簿は、1615年頃の伊勢富山家の帳簿(足利帳)であるということになっている。この説は、大正10年(1921)5月に京都帝国大学の森研造博士が提唱し、その後大森の後輩で、戦後、日本経済史の大家となる宮本又次に受け継がれ、現在では定説となっていると考えられる。したがって、本論文は、この定説を覆すことになるかもしれないという試みである。

筆者がなぜ、帳合法の成立過程を研究するようになったかという、ある時、たまたま網野善彦という日本史の研究者が、建武元年(1334)の荘園の決算報告書について触れているのを目にしたことがきっかけである。網野のいう荘園の決算報告書を調べてみると、それは20m以上もある紙の巻物に、体系だった四つの計算書がかかれ、荘園の領主である東寺に送られたものであった。その決算報告書の記載様式は、江戸時代の帳合法のものに似ていた。また、その名称は、「散用状」と付されていた。「算用帳」と「散用状」。もしかしたら、これが江戸時代の帳合法の基になったものではないかと考えた。そして、このような精巧な決算報告書の制度は、当時の時代状況から一朝一夕にできるものではない。もっと古い時代に起源があるのではないかと考え、我国の古代の律令制下の会計制度、さらには古代中国や朝鮮半島にまで目を向け研究を進めていくことになった。

それでは、本論文の構成を、各章ごとに概要を紹介すると以下のようなものである。

まず第一章は、和式簿記の先達の研究を時系列的に紹介し、自分なりに和式簿記とは何かということを論じたものである。それは、いわゆる和式簿記の研究史であり、和式簿記のガイドランスである。本章を読んでもいただければ、和式簿記がどういうものであるかということが、概観していただけるのではないかと

考える。先述の大森研造の論文をはじめ、出雲帳合など、江戸時代の豪商の帳合法（多帳簿制複式決算簿記）を紹介し、それらの特徴について述べた。なお、帳簿の中で中心的な位置を占めるのは、一般的に「大福帳」と称される売掛金元帳である。また、複式決算が確認できる最古のものは、鴻池家の帳合法であり、算用帳の構造は、次のような算式で表される。

(1) 期末資産合計－期末負債合計＝期末正味身代（有銀）

(2) 期首正味身代＋当期収益－当期費用＝期末正味身代（有銀）

第二章は、筆者のオリジナルな研究である。豪商の多い伊勢商人の帳合法と監査を取り上げた。伊勢商人の場合、主人は伊勢の本家において、経営は江戸店の支配役が行った。もちろん伊勢の本家から、「目代役」とか、「老分」と呼ばれるお目付け役が派遣され監視をしていた。そして、一年に一度か、二度江戸店から、算用目録（決算書）が送られてきて「目録開き」という決算報告会が催されていた。まさに、現代の株式会社に例えることができる。ここでは、まだ誰も研究されていない長井家の算用目録を検討した。結果、次のような構造であることが分かった。

(1) 期末資産合計－期末負債合計＝期末正味身代（期末資本）

(2) 当期収益－当期費用＋期首正味身代（期首資本）＝期末正味身代（期末資本）

見ての通り、期末正味身代（期末資本）を二重に計算する複式決算の構造になっている。ここでの注目点は、本業である木綿商売の算用目録は、支配役が作成し目代役が監査証明を行っており、逆に、貸付部門や不動産部門のそれでは、目代役が作成し支配役が監査の証明をしているということである。すなわち、お互いを監査することによって内部牽制の機能が働き、不正を防止する仕組みにしているということが分かった。さらに、この長井家以外にも、田端屋（田中家）の三つの史料を取り上げ、当時「試査」という考え方があったのではないかとこのことを指摘した。これらのことは、江戸時代の豪商に、ある程度共通するものではないかと考えている。

第三章では、前述した我国中世の荘園会計についての研究である。上記以外にも、この荘園の散用状から、領主である東寺から「四郎」という人物が派遣され監査に当たっていることが読み取れた。これは第二章で考察した伊勢商人の「目代役」とか、「老分」と呼ばれた監査人のルーツが、すでに中世に存在していたと考えてもよいということになるのではなかろうか。さらに、散用状の作成者の尊爾は僧侶である。このことから、和式簿記や会計制度の発達に、僧侶が関係していたのではなかろうか、という結論にも達した。世界で最初の簿記書『スンマ』を著したのはルカ・パチョーリである。彼はフランチェスカ派の修道僧であったという。洋の東西を問わず、簿記の発達には僧侶が貢献していたのではなかろうか。

第四章は、我国古代律令制における「正税帳」や「出挙帳」や「出挙木簡」の研究である。前者は、地方政府から中央政府に送られる正税の決算報告書であり、その構造は、以下のようなものである。

前期繰越高＋当期収益（出挙利、田租）－当期費用（雑用、全給・半給）＝次期繰越高

この構造は、前述の鴻池家の算用帳の(2)式と同様である。

また後者の「出挙帳」とは、「出挙」という稲の貸付を記した帳簿のことである。「正税帳」作成のための重要な原始簿であるだけでなく、寺院の貸付簿や、奈良時代の役人の貸付簿として、単独でも用いられた。前述したように、記録上最古の商業帳簿は、「土倉帳」であり、江戸時代の帳合法の中心的な帳簿は、「大福帳」（売掛金元帳）である。「出挙帳」は、これらの帳簿の基ではないか、と考えた。以上のことか

ら、帳合法の起源を我国律令制における正税帳制度であると結論付けることができると考えられる。さらに、本章の研究過程で発見した「天平勝宝二年借用銭録帳」が、現存する我国最古の商業帳簿とみなせることである。もしそうであるなら、定説を覆えすことになるのではなかろうか。

第五章は、再び中世に戻り、「土倉帳」を探す試みをした。残念ながら、その試みは達成できなかったが、「祠堂方帳」という寺院の貸付簿は発見できた。また、そればかりでなく、中世の寺院も優れた決算報告書制度を持っていることが分かった。「納下帳」などと呼ばれる中世の寺院の決算書には、「正税帳」や、鴻池家の算用帳の(2)式と、同様の計算構造のものが見受けられた。下の算式は、TVアニメでも有名な『一休さん』こと一休宗純の塔庵^{たっちゆう}の永正九年(1512)12月の日付を持つ「祠堂方納下帳」の構造である。

$$\text{前期繰越} + \text{当期収入} - \text{当期支出} = \text{次期繰越}$$

このことから、おそらく正税帳による古代律令制における決算報告制度が、中世寺院のそれに受け継がれたのではないかと考えた。

また、中世の寺院の決算書の中には、日記帳から作成されるものも見受けられた。さらに、現存する我国最古の商業帳簿である「足利帳」も日記帳から作成されたことが記載されていた。金銭の貸借や、手数料の記帳など、金銭の出納のための帳簿も「日記」という名称で呼ばれていたことも分かった。そして、本章では「土倉帳」という名称の帳簿を探そうとしたからみつからなかったわけで、土倉帳は、「土倉帳」という名称ではなく、「日記」または「日記帳」という名称で付けられていたのではないかと、という結論に到った。さらに、本章の考察を通して、和式簿記の発達と宗教は関係性があるという考えが深まった。

第六章では、その日記について考察を進めた。そうしたところ、荘園年貢の決算報告書制度において、日記が原始簿として機能している事例を検討した。また、日記という貸付簿も存在することが分かった。

さらに、「出挙帳」などの「正税帳」作成の基となる原始簿(諸帳簿)が、律令制が崩れていく中で、「日記」という名称でよばれるようになっていったのではないかと考えた。という考えに到った。

また、時代の異なる日記を3パターン比較することによって、その日記が、中世から近世に移行する中で再び分化し、和式簿記における「金銀出入帳」であるとか、「大福帳(売掛帳)」、「仕入帳」、「売帳」、「買帳」など、『〇〇帳』という諸帳簿に機能別に分化・発展していったのではないかと結論付けた。

第七章では、和式簿記の源流を東アジアに求め、トルファンや敦煌で出土した出挙帳、百済の出挙木簡、長安の質屋の債権簿を考察し、我国の出挙帳の源流ではないかと考えた。また、中国寺院の決算収支報告書を考察した。その構造は、以下のようであった。

$$\text{第一柱(承前帳舊=前期繰越)} + \text{第二柱(自年新附入=収入・収益)}$$

$$- \text{第三柱(自年破用=支出・費用)} = \text{第四柱(應及見在=次期繰越)}$$

このような構造は、「四柱決算法」と呼ばれる。この計算式は我国古代の正税帳の計算式と一致し、また、我国中世寺院の収支報告書の計算式、さらには、我国近世の鴻池家の算用帳の計算式とも一致する。

以上の事から、古代の中国大陸で生まれた帳簿技術が、古代日本に伝播したと考えることができる。それは、稲が日本に入ってきたのと同じように中国から直接もたらされた場合もあろうし、朝鮮半島経由で入ってきた場合もあるだろう。仏教も、朝鮮半島の百済から伝わった。仏教と共に、大陸の優れた文明が入ってきた。文明の伝播を考えた場合、古代における中国の存在は、近代以降のヨーロッパ諸国や、アメ

リカ合衆国の存在と同様であるといっても過言ではないであろう。

第八章では、古代の監査について考察した。それは、近世の豪商はもとより、中世の荘園や寺院の決算報告制度に監査が見られたからである。したがって、我国の監査の起源は古代にあり、その監査が中世、近世まで受け継がれていったのではないかと考えたからである。考察の結果、我国の古代には、「勘会」という監査制度があり、九世紀の初めには、**監査基準（弘仁主税式勘税帳条）**が成文化していたことが分かった。また、**検税使**などの監査人が中央政府から地方へ派遣されていることも確認できた。そして、その監査を含む古代の会計制度が、律令制が崩れるに従い、中世の荘園領主である寺院や高級貴族に受け継がれていったことが確認できた。

最後の章として、補論を付け加えた。それは、千数百年の歴史を持った和式会計が、近代、つまり明治期になりいっぺんに無くなったわけではなく、明治以降も生き続け、第二次世界大戦後の青色申告制度の導入に到るまで命脈を保ったことを示したかったからである。そのために第一に、神戸商業講習所の和式帳合法の教育について取り上げた。さらに、帳合法が、『**中小企業簿記要領**』にまで影響を与えたことについて論じた。

考えてみれば、我国において永く守られてきた伝統が、そんなに容易く変わるものではないのではないのか。昭和の初めの写真や映像を見れば、ほとんどの人が和装である。洋装（洋服）の合理性は分かっているが、公式の場以外では、ほとんどの人が着物姿である。洋装が主流になるのは、第二次大戦後のことではなかろうか。外から見える服装にしてからがそうである。まして他人に秘密にしたい商売の儲けのことならなおさらのことであろう。そんなに簡単に変わらないのも当然といえば当然であろう。本論でみてきたように、和式簿記には千数百年もの歴史があるのである。

日本会計研究学会は、明治6年（1873）に我国で初めて西洋式の簿記書（言うまでもなく、『帳合法』と『銀行簿記精法』）が発刊されてから、100年を経過した昭和48年（1973）を「近代会計百年」と定めている。この頃には、さすがに帳合法を用いる所は無くなって事であろう。蓋し、永い間続いた伝統が変わるには、親、子、孫の三代は掛かるのではなかろうか。ちなみに辞書で、世代の「世」という文字を引くと、三十（卅）という意味がある。ひいては、三十年を1世代の意味に用いる（赤塚・阿部 1986, 142）。したがって、完全に西洋式の簿記に取って代わるのに、3世代の90年を要したのではなかろうか。

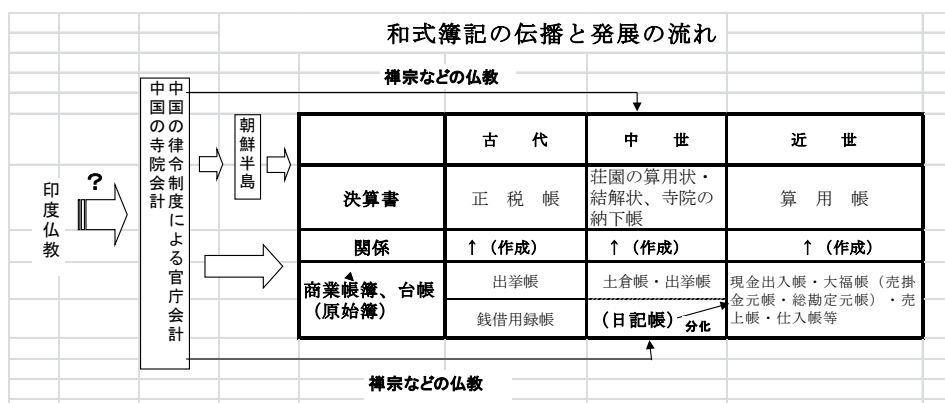
それでは、我国が近代と呼ばれるようになって150年近くたった現在、帳合法の痕跡は全くなくなってしまったのだろうか。いやそうではなく、現在の中小企業の会計とも関係している。河崎照行は、『中小企業簿記要領』で取り上げられていた中小企業に対する問題意識と中小企業の企業属性に即した簿記の必要性の議論は、今日の「中小企業の会計」をめぐる問題意識や議論と本質的に異なることはない（川崎 2009, 10）、と述べ、『中小企業簿記要領』を、我国の「中小企業の会計」の淵源である（傍点引用者、川崎 2012, 13）、とまで述べている。『中小企業簿記要領』は、我国の伝統的な帳合法を生かしたものであった。もちろん帳合法の考え方そのものは、現在の中小企業の会計に生かされないだろう。しかしながら、帳合法の発想を内在した『中小企業簿記要領』が、参考にされたことは間違いのないことである。

現在は、過去の時間を土台として成立している。過去から現在まで、時間は途切れなく続いているものである。清水幾太郎は、彼が翻訳した E.H.カー著『歴史とは何か』の「はしがき」の中で述べているように、「過去は、過去ゆえに問題となるのではなく、私たちが生きている現在にとっての意味ゆえに問題

になるのである、他方、現在というものの意味は、孤立した現在においてではなく、過去との関係を通じて明らかになるものである」(E.H.カー・清水 1997, iii-iv)。周知のように、この『中小企業簿記要領』は、近年の中小企業の会計基準の設定の件で注目を浴びることとなった。

以上が、本書の各章のごく簡単な概要である。最初に述べたように、本書は歴史をさかのぼることにより江戸時代の商人の帳合法、ひいては和式会計のルーツを探求し、その発達過程を解明することにあつた。結論として、和式会計は、概ね次のような過程で発展していったと考えられる。

和式会計の起源は、古代律令制度下の正税帳などの会計報告制度である。それが、律令制の崩壊と共に、上級貴族の家や、巨大寺院でも行われるようになり、中世荘園や寺院の会計報告制度へと受け継がれていった。その時、正税帳を作成するため諸帳簿は、日記と呼ばれるようになった。出挙帳も日記と呼ばれるようになった。近世になり経済が発展するとともに、日記は再び機能別に分化していった。会計報告制度も、豪商の算用帳に引き継がれていったと考えられる。この流れの源流は中国にあり、それが直接にしろ、朝鮮半島経由にしろ、ともかく我国に伝播したものであろう。なお、この流れに、おそらく仏教などの宗教も関係していたのであろう。



前述したように、最古の商業帳簿は、室町時代の「土倉帳」である。しかし、古文書に名前が出ているだけで、どういうものか一切分かっていない。また、古代の「正税帳」が、我国会計の起源であるとする説はあった。しかしながら、それがどういうものであるかということをも真正面から取り組んだ研究は無かった。したがって、中世以前の日本会計史は未知であるといっても過言ではない。暗闇の中に、一つか二つの小さな明かりがポツン、ポツンと見える程度であったと思う。

かつてドラッカー (Peter F. Drucker) は、フォーチュン誌上で、流通機構についてあまりにも知られていないことを称して、流通は、「経済の暗黒大陸 (The Economy's Dark Continent)」(Peter F. Drucker 1962, 103) と言ったことがあった。このドラッカーの言葉を借用させていただくなら、「中世以前の日本会計史は、日本会計史研究における暗黒大陸である」。いや、もっと言うのなら、「暗黒大陸」の存在さえ認識されていなかったというのが正確かと思う。筆者も、何も知らずに日本会計史研究の海を航行しているうちに、暗黒大陸にぶち当たってしまった。そして、その暗黒大陸の探検に無謀にも挑んでいったというのが本書の試みである。

何分、歴史は素人で、地方の一教師の著すものであるもので、どこまで正確な事を解明できたかは分からない。誤字脱字は本より、今後、間違いや考え違いは多く出てくると思う。本論文を纏めるに当たって、

以前書いた論文を改めて読み直し、勘違いや考え違いを多く発見し、訂正するのに難儀した。しかしながら、アウトラインは間違っていないと思う。「暗黒大陸」の輪郭ぐらいは、何とか捉えられたのではないかと、自分では考えている。もし、この試みが間違っているとしても、本書が日本の会計の歴史を探求するきっかけにでもなれば、幸いかと思う。

河崎照行. 2009. 「中小企業における簿記の意義と役割」『会計』176(3) : 1-12.

河崎照行. 2012. 「『中小企業の会計』の制度的定着化」『会計』182(5) : 1-13.

A. C. LITTLETON. 1933. *ACCOUNTING EVOLUTION TO 1900*. NEW YORK : RUSSELL & RUSSELL (片

野一郎訳. 1989. 『リトルトン会計発達史 (増補版)』同文館出版).

E.H.カー著・清水幾太郎訳. 1997. 『歴史とは何か』岩波書店.

Peter F. Drucker. 1962. The Economy's Dark Continent. *FORTUNE* 64(4):103,265,266,268,270.